

令和 6 年度
第 3 回新宿区国民健康保険運営協議会

参考資料2

令和 7 年 3 月 1 5 日
新宿区健康部医療保険年金課

1 新宿区国民健康保険・保険料率の推移

区分		令和7年度(案)	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
賦課割合	医療分	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42
	支援金分	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42
	介護分	58:42	58:42	58:42	57:43	57:43	57:43
保険料率	所得割	医療分	7.71%	8.69%	7.17%	7.16%	7.14%
		支援金分	2.69%	2.80%	2.42%	2.28%	2.29%
		介護分	2.25%	2.16%	1.75%	2.04%	1.96%
		医療分 ＋支援金分	10.40%	11.49%	9.59%	9.44%	9.43%
		医療分 ＋支援金分 ＋介護分	12.65%	13.65%	11.34%	11.48%	11.39%
	均等割	医療分	47,300円	49,100円	38,800円	39,900円	39,000円
		支援金分	16,800円	16,500円	13,200円	12,900円	12,000円
		介護分	16,600円	16,500円	17,000円	15,600円	15,600円
		医療分 ＋支援金分	64,100円	65,600円	52,000円	52,800円	51,000円
		医療分 ＋支援金分 ＋介護分	80,700円	82,100円	69,000円	68,400円	66,600円
賦課 限度額	医療分	660,000円	650,000円	630,000円	630,000円	610,000円	580,000円
	支援金分	260,000円	240,000円	190,000円	190,000円	190,000円	190,000円
	介護分	170,000円	170,000円	170,000円	170,000円	160,000円	160,000円

区分		令和7年度 (案)	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
被保険者数		87,804人	85,137人	85,462人	83,146人	86,301人	92,176人
介護保険第2号被 保険者数		26,200人	25,829人	27,931人	28,692人	28,526人	29,286人
1人当り 保険料（法定減免・未就学児軽減前）	医療分	101,195円	104,875円	101,562円	95,635円	92,440円	95,874円
	前年比増減率	▲3.51%	3.26%	6.20%	3.46%	▲3.58%	1.77%
	支援金分	36,198円	35,074円	34,210円	30,119円	30,833円	30,512円
	前年比増減率	3.20%	2.53%	13.58%	▲2.32%	1.05%	9.83%
	介護分	39,187円	38,824円	36,403円	36,418円	39,136円	35,863円
	前年比増減率	0.93%	6.65%	▲0.04%	▲6.95%	9.13%	5.16%
	被保険者 全体	149,086円	151,727円	147,669円	138,321円	136,209円	132,251円
	前年比増減額	▲2,641円	4,058円	9,348円	2,112円	3,958円	4,659円
	前年比増減率	▲1.74%	2.75%	6.76%	1.55%	2.99%	3.65%
	40歳未満と 65歳以上 （医療+後期）	137,393円	139,949円	135,772円	125,754円	123,273円	122,134円
	前年比増減額	▲2,556円	4,177円	10,018円	2,481円	1,139円	4,213円
	前年比増減率	▲1.83%	3.08%	7.97%	2.01%	0.93%	3.57%
	介護保険第2号 被保険者	176,580円	178,773円	172,175円	162,172円	162,409円	154,987円
	前年比増減額	▲2,193円	6,598円	10,003円	▲237円	7,422円	5,826円
	前年比増減率	▲1.23%	3.83%	6.17%	▲0.15%	4.79%	3.91%

参考資料2－2

2 新宿区国民健康保険基礎数値

区 分		令和7年度 A	令和6年度 B	増 減 C(A－B)	増 減 率 C／B
被保険者数	医療分・後期高齢者支援金分 一般被保険者数	87,804人	85,137人	2,667人	3.13%
	介護納付金分 介護2号被保険者数	26,200人	25,829人	371人	1.44%
1人当たり算 定基礎額 (賦課限度 額超除く旧 ただし書き 所得)	医 療 分	699,024円	641,829円	57,195円	8.91%
	後期高齢者支援金分	721,130円	663,363円	57,767円	8.71%
	介護納付金分	1,003,871円	1,033,517円	▲ 29,646円	▲2.87%

3 東京都への事業費納付金及び特別区独自激変緩和策・保険料軽減策の影響額

区 分	事業費納付金 A	激変緩和措置分 B	保険料軽減策分 C	影響額 D(B+C)
医療費分	10,144,150千円	657,037千円	0千円	657,037千円
後期高齢者支援金分	3,613,401千円	248,573千円	0千円	248,573千円
介護納付金分	1,122,832千円	68,303千円	0千円	68,303千円
合 計	14,880,383千円	973,914千円	0千円	973,914千円
合計(全被保険者平均・1人当たり)	169,473円	11,092円	0円	11,092円

※保険料軽減策等による影響額は一般会計からの「法定外繰入」により補て

4 新宿区国民健康保険・保険料率等

(1)医療分(一般被保険者分)

区 分		令和7年度 A	令和6年度 B	増 減 C(A－B)	増 減 率 C／B
納付金総額		10,144,150千円	10,868,408千円	▲ 724,258千円	▲6.66%
一人当たり納付金		115,532円	127,658円	▲ 12,126円	▲9.50%
保険料率	所 得 割 料 率	7.71／100	8.69／100	△0.98／100	▲11.28%
	均 等 割 額	47,300円	49,100円	▲ 1,800円	▲3.67%
賦 課 限 度 額		660,000円	650,000円	10,000円	1.54%
所得割賦課額		4,732,175千円	4,748,511千円	▲ 16,336千円	▲0.34%
均等割賦課額		4,153,129千円	4,180,227千円	▲ 27,098千円	▲0.65%
賦 課 総 額		8,885,304千円	8,928,738千円	▲ 43,434千円	▲0.49%
一人当たり保険料		101,195円	104,875円	▲ 3,680円	▲3.51%
法定減免総額(未就学児軽減含)		1,399,676千円	1,468,992千円	▲ 69,316千円	▲4.72%
一人当たり保険料・法定減免後		85,254円	87,620円	▲ 2,365円	▲2.70%

(3) 介護納付金分(介護保険第2号被保険者分)

区 分		令和7年度 A	令和6年度 B	増 減 C(A－B)	増 減 率 C／B
納付金総額		1,122,832千円	1,114,212千円	8,620千円	0.77%
一人当たり納付金		42,856円	43,138円	▲ 282円	▲0.65%
保険料率	所 得 割 料 率	2.25／100	2.16／100	0.09／100	4.17%
	均 等 割 額	16,600円	16,500円	100円	0.61%
賦 課 限 度 額		170,000円	170,000円	0円	0.00%
所得割賦課額		591,782千円	576,606千円	15,176千円	2.63%
均等割賦課額		434,920千円	426,179千円	8,742千円	2.05%
賦 課 総 額		1,026,702千円	1,002,784千円	23,918千円	2.39%
一人当たり保険料		39,187円	38,824円	363円	0.93%
法定減免総額		118,684千円	122,422千円	▲ 3,738千円	▲3.05%
一人当たり保険料・法定減免後		34,657円	34,084円	573円	1.68%

(2) 後期高齢者支援金分(一般被保険者分)

区 分		令和7年度 A	令和6年度 B	増 減 C(A－B)	増 減 率 C／B
納付金総額		3,613,401千円	3,483,353千円	130,048千円	3.73%
一人当たり納付金		41,153円	40,915円	238円	0.58%
保険料率	所 得 割 料 率	2.69／100	2.80／100	▲0.11／100	▲3.93%
	均 等 割 額	16,800円	16,500円	300円	1.82%
賦 課 限 度 額		260,000円	240,000円	20,000円	8.333%
所得割賦課額		1,703,257千円	1,581,349千円	121,908千円	7.71%
均等割賦課額		1,475,107千円	1,404,761千円	70,347千円	5.01%
賦 課 総 額		3,178,364千円	2,986,109千円	192,255千円	6.44%
一人当たり保険料		36,198円	35,074円	1,124円	3.20%
法定減免総額(未就学児軽減含)		496,938千円	493,633千円	3,305千円	0.67%
一人当たり保険料・法定減免後		30,539円	29,276円	1,263円	4.31%

(4) 1人当たり保険料

集計種別	令和7年度 A	令和6年度 B	増 減 C(A－B)	増 減 率 C／B
被保険者全体	149,086円	151,727円	▲ 2,641円	▲1.74%
40歳未満と65歳以上(医療+後期)	137,393円	139,949円	▲ 2,556円	▲1.83%
介護2号被保険者(医療+後期+介護)	176,580円	178,773円	▲ 2,193円	▲1.23%
被保険者全体・法定減免後	126,134円	127,237円	▲ 1,103円	▲0.87%
40歳未満と65歳以上・法定減免後	115,793円	116,897円	▲ 1,104円	▲0.94%
介護2号被保険者・法定減免後	150,450円	150,981円	▲ 532円	▲0.35%

参考資料2－3

5 特別区国民健康保険・基準保険料率に係る基礎数値

(1) 被保険者数

区 分		令和7年度 A	令和6年度 B	増 減 C(A－B)	増 減 率 C／B
被保険者数	医療分・後期高齢者支援金分 一般被保険者数	1,698,978人	1,707,073人	▲ 8,095人	▲0.47%
	介護納付金分 介護2号被保険者数	620,804人	624,354人	▲ 3,550人	▲0.57%

(3) 保険料率等

①医療分(一般被保険者分)

区 分		令和7年度 A	令和6年度 B	増 減 C(A－B)	増 減 率 C／B
事業費納付金 A		207,907,638,139円	228,279,407,762円	▲ 20,371,769,623円	▲8.92%
1人当たり納付金額		122,372円	133,726円	▲ 11,354円	▲8.49%
特別区独自の保険料軽減措置額		2,079,076,381円	14,865,588,155円	▲ 12,786,511,774円	▲86.01%
保険料軽減措置後の納付金 B		205,828,561,758円	213,413,819,607円	▲ 7,585,257,849円	▲3.55%
加算項目	保健事業費	427,555,253円	470,108,991円	▲ 42,553,738円	▲9.05%
	出産育児諸費	3,055,301,260円	3,271,965,590円	▲ 216,664,330円	▲6.62%
	葬祭諸費	702,163,000円	719,867,000円	▲ 17,704,000円	▲2.46%
	条例減免に要する経費	695,630円	136,041円	559,589円	411.34%
	特定健康診査に要する経費	2,920,758,249円	2,994,433,835円	▲ 73,675,586円	▲2.46%
	国庫等返還分の精算	0円	0円	0円	
		7,106,473,392円	7,456,511,457円	▲ 350,038,065円	▲4.69%
減算項目	保険者支援制度	13,510,751,346円	11,326,230,981円	2,184,520,365円	19.29%
	都道府県繰入金	2,260,301,567円	2,475,197,979円	▲ 214,896,412円	▲8.68%
	保険者努力支援制度	1,859,148,000円	2,490,042,000円	▲ 630,894,000円	▲25.34%
	特定健康診査等負担金	1,795,543,162円	1,878,819,282円	▲ 83,276,120円	▲4.43%
	出産育児一時金	2,036,344,545円	2,180,734,332円	▲ 144,389,787円	▲6.62%
	国特別調整交付金	71,446,000円	99,905,000円	▲ 28,459,000円	▲28.49%
	地方単独公費波及増分	7,220,684円	434,623,999円	▲ 427,403,315円	▲98.34%
	国庫等返還分の精算	11,497,864円	47,175,415円	▲ 35,677,551円	▲75.63%
		▲ 21,552,253,168円	▲ 20,932,728,988円	▲ 619,524,180円	2.96%
賦 課 総 額 C		191,382,781,982円	199,937,602,076円	▲ 8,554,820,094円	▲4.28%
1人当たり保険料		112,646円	117,124円	▲ 4,478円	▲3.82%
1人当たり所得金額(賦課限度額控除後)		848,368円	782,237円	66,131円	8.45%
料保率除	所 得 割 料 率	7.71／100	8.69／100	▲0.98／100	▲11.28%
	均 等 割 額	47,300円	49,100円	▲ 1,800円	▲3.67%
賦 課 割 合 (所得割:均等割)		58 42	58 42	—	—
賦 課 限 度 額		660,000円	650,000円	10,000円	1.54%
所得割賦課額 D		111,021,122,582円	116,120,317,776円	▲ 5,099,195,194円	▲4.39%
均等割賦課額 E		80,361,659,400円	83,817,284,300円	▲ 3,455,624,900円	▲4.12%

<参考>1人当たり保険料(法定減免前)

	令和7年度	令和6年度	増 減	増 減 率
全被保険者平均	167,130円	170,967円	▲ 3,837円	▲2.24%
40歳未満と65歳以上 (医療+後期高齢者支援金)	152,673円	156,520円	▲ 3,847円	▲2.46%
介護2号被保険者 (医療+後期支援金+介護納付金)	192,238円	196,019円	▲ 3,781円	▲1.93%

(2) 特別区独自の負担抑制策と抑制効果額

負担抑制策	効果額
独自激変緩和措置による負担抑制 (激変緩和割合99.0%)	31億円
保険料の未納発生を考慮した収納率の 割戻しの未実施	127億円
合計	158億円

②後期高齢者支援金分(一般被保険者分)

区 分		令和7年度 A	令和6年度 B	増 減 C(A－B)	増 減 率 C／B
事業費納付金 A		73,317,756,232円	72,500,116,271円	817,639,961円	1.13%
1人当たり納付金額		43,154円	42,470円	684円	1.61%
特別区独自の保険料軽減措置額		733,177,562円	1,450,002,325円	▲ 716,824,763円	▲49.44%
保険料軽減措置後の納付金 B		72,584,578,670円	71,050,113,946円	1,534,464,724円	2.16%
加算項目	条例減免に要する経費	31,654円	44,269円	▲ 12,615円	▲28.50%
		31,654円	44,269円	▲ 12,615円	▲28.50%
減算項目	保険者支援制度	4,581,307,889円	3,799,745,621円	781,562,268円	20.57%
		▲ 4,581,307,889円	▲ 3,799,745,621円	▲ 781,562,268円	20.57%
賦 課 総 額 C		68,003,302,435円	67,250,412,594円	752,889,841円	1.12%
1人当たり保険料		40,027円	39,396円	631円	1.60%
1人当たり所得金額(賦課限度額控除後)		863,949円	817,011円	46,938円	5.75%
料保率除	所 得 割 料 率	2.69／100	2.80／100	▲0.11／100	▲3.93%
	均 等 割 額	16,800円	16,500円	300円	1.82%
賦 課 割 合 (所得割:均等割)		58 42	58 42	—	—
賦 課 限 度 額		260,000円	240,000円	20,000円	8.33%
所得割賦課額 D		39,460,472,035円	39,217,275,594円	243,196,441円	0.62%
均等割賦課額 E		28,542,830,400円	28,033,137,000円	509,693,400円	1.82%

③介護納付金分(介護保険第2号被保険者分)

区 分		令和7年度 A	令和6年度 B	増 減 C(A－B)	増 減 率 C／B
事業費納付金 A		26,341,163,588円	26,677,686,103円	▲ 336,522,515円	▲1.26%
1人当たり納付金額		42,431円	42,728円	▲ 297円	▲0.70%
特別区独自の保険料軽減措置額		263,411,636円	533,553,722円	▲ 270,142,086円	▲50.63%
保険料軽減措置後の納付金 B		26,077,751,952円	26,144,132,381円	▲ 66,380,429円	▲0.25%
加算項目	条例減免に要する経費	19,438円	26,790円	▲ 7,352円	▲27.44%
		19,438円	26,790円	▲ 7,352円	▲27.44%
減算項目	保険者支援制度	1,516,008,571円	1,483,126,746円	32,881,825円	2.22%
		▲ 1,516,008,571円	▲ 1,483,126,746円	▲ 32,881,825円	2.22%
賦 課 総 額 C		24,561,762,819円	24,661,032,425円	▲ 99,269,606円	▲0.40%
1人当たり保険料		39,565円	39,499円	66円	0.17%
1人当たり所得金額(賦課限度額控除後)		1,021,403円	1,023,737円	▲ 2,334円	▲0.23%
料保率除	所 得 割 料 率	2.25／100	2.36／100	▲0.11／100	▲4.66%
	均 等 割 額	16,600円	16,500円	100円	0.61%
賦 課 割 合 (所得割:均等割)		58 42	58 42	—	—
賦 課 限 度 額		170,000円	170,000円	0円	0.00%
所得割賦課額 D		14,256,416,419円	14,359,191,425円	▲ 102,775,006円	▲0.72%
均等割賦課額 E		10,305,346,400円	10,301,841,000円	3,505,400円	0.03%

特別区基準保険料率について

- ①特別区では、特別区統一保険料方式を採用して国民健康保険事業を運営している。
- ②「特別区基準保険料率」は、毎年、特別区長会が決定しており、令和 7 年度特別区基準保険料率は、令和 7 年 2 月 1 7 日の区長会総会で決定された。

・統一保険料方式採用の経緯

特別区の国保事業が発足した昭和 3 4 年から、東京都の事業調整のもと各区は同一の保険料率であった。

平成 1 2 年に都の事業調整が廃止になったが、国が示している医療保険制度広域化の動向等を考慮して特別区では「統一保険料方式」が採用された。平成 1 6 年には、特別区長会において、「2 3 区間の所得水準の格差は極めて大きく、各区の自助努力によって負担の格差を解消できる規模ではないことから、統一保険料方式を堅持すべきである」「国保事業は、高齢者、低所得者、無職者の受け皿としての役割を果たしている一方、増加傾向にある医療費を負担していかななくてはならず、市町村国保の枠組みの中で解決しえない構造的問題を抱えていることから、都道府県レベル、少なくとも 2 3 区レベルといった広域的な運営が求められる事業である」ことなどが「統一保険料方式のあり方」としてまとめられている。

・特別区長会とは

特別区の区長 2 3 名で組織され、特別区間の連携を図り、特別区政の円滑な運営と特別区の自治の進展に資するために、共通課題についての連絡調整・調査研究、必要な施策の立案・推進などを行う任意団体。

特別区独自の激変緩和措置について

- ①平成30年度から、都道府県は国民健康保険事業の財政責任主体として位置づけられ、区市町村間の医療費水準や所得水準に基づき、区市町村ごとの納付金を配分し、その納付金を納めるために必要な国保事業費納付金を決定、標準保険料率を公表することとなった。この納付金制度方式では、給付費総額の増減や都内他市町村の状況で保険料の急増が見込まれ、特別区では法定外繰入金の縮減・解消を目指すため、国が示した激変緩和期間である6年間を目途に特別区独自の激変緩和措置を導入し、保険料の急激な上昇とならないように取り組んでいる。
- ②令和3年度は、新型コロナウイルスの影響による特殊な社会情勢に鑑み、「97%」ではなく「96%」に据え置くこととし、令和6年度に激変緩和措置を終了するため、令和4年度を「97.3%」とする計画変更を行った。
- ③令和5年度は、新型コロナウイルスの影響による特殊な社会情勢に加え、先行きの見えない物価高騰に伴う被保険者の現状から令和3年度と同様に据え置くこととし、激変緩和割合を「97.3%」とした。
- ④令和6年2月16日区長会総会で、激変緩和措置期間を2年間延長することとし、令和6年度は、激変緩和割合を「98%」、令和7年度は、「99%」とした。

東京都から
示された
納付金

× 激変緩和割合 =

基準保険料率
算定に用いる
納付金

不足する納付金相当額は、各区が、区の一般会計（法定外繰入金）で補てんする。区による公的補助分ともいえる。

国保被保険者が保険料として負担する金額。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
激変緩和割合	94%	95%	96%	96% (97%)	97.3% (98%)	97.3% (99%)	98.0% (100%)	99.0%

() は、当初計画

保険料率の算定方法

医療分、後期支援
分、介護納付分
それぞれで算定

※賦課割合

所得割と均等割の割合は、
全国平均所得水準の場合、
50：50とし、特別区の所得水
準と比較し割合を調整すると
特別区は、58：42となる。

A 東京都が算定・決定する納付金の 特別区（23区）合算額	
B 特別区独自の激変緩和措置後の納付金 (A × 99.0%)	
C 賦課総額 (B + 【加算項目】 - 【減算項目】)	
D 所得割分 (C × 58%)	E 均等割分 (C × 42%)

※賦課割合 58：42

特別区独自の激変緩和措置額。
令和6年度の激変緩和割合は
99.0%であり、納付金総額の
1.0%の「法定外繰入金」を予め見
込んで保険料率を算定している。

納付金（B）に、法に基づく補助金
等を加減算し、賦課総額（C）を算出
する。

所得割保険料率の算定方法

$$\begin{aligned}
 &\text{所得割分 D} = \frac{1 \text{人あたり平均所得金額}}{\text{特別区の被保険者数}} \times \text{保険料率} \\
 &\text{方程式を整えると...} \\
 &\text{保険料率} = \frac{\text{所得割分 D}}{\left(\frac{1 \text{人あたり平均所得金額}}{\text{特別区の被保険者数}} \right)}
 \end{aligned}$$

均等割保険料の算定方法

$$\text{均等割保険料} = \frac{\text{均等割分 E}}{\text{特別区の被保険者数}}$$

- ①保険料率・均等割保険料は、「被保険者数」、「1人あたり平均所得金額（賦課限度額控除後の国保保険料算定に用いる所得の平均金額）」の推計値に基づいて、上記の計算式で算出される。
- ②保険料負担を現在よりも小さくするためには、東京都の納付金算定の根拠である医療費を削減すること、及び、上記の「金額 A・C」に影響がある公費（補助金等）が増額されることが必要である。

高額療養費制度の見直しについて

○高額療養費は、高齢化や高額薬剤の普及等によりその総額は年々増加しており、結果として現役世代を中心とした保険料が増加してきた。そこで、セーフティネットとしての高額療養費の役割を維持しつつ、健康な方を含めた全ての世代の被保険者の保険料負担の軽減を図る観点から、段階的に自己負担限度額の見直しが行われることとなった。

○高額療養費自己負担限度額の見直し（令和7年1月時点厚生労働省案）

【現行】

70歳未満		負担割合	月単位の上限額（円）	
	年収約1,160万円～ 健保：標額83万円以上／国保：旧ただし書き所得901万円超	3割（※1）	252,600+（医療費－842,000）×1％ <多数回該当：140,100>	
	年収約770～約1,160万円 健保：標額53万～79万円／国保：旧ただし書き所得600万～901万円		167,400+（医療費－558,000）×1％ <多数回該当：93,000>	
	年収約370～約770万円 健保：標額28万～50万円／国保：旧ただし書き所得210万～600万円		80,100+（医療費－267,000）×1％ <多数回該当：44,400>	
	～年収約370万円 健保：標額26万円以下／国保：旧ただし書き所得210万円以下		57,600 <多数回該当：44,400>	
70歳以上	住民税非課税		35,400 <多数回該当：24,600>	
			外来（個人ごと）	上限額（世帯ごと）
	年収約1,160万円～ 健保：標額83万円以上／国保・後期：課税所得690万円以上	3割	252,600+（医療費－842,000）×1％ <多数回該当：140,100>	
	年収約770～約1,160万円 健保：標額53万～79万円／国保・後期：課税所得380万円以上		167,400+（医療費－558,000）×1％ <多数回該当：93,000>	
	年収約370～約770万円 健保：標額28万～50万円／国保・後期：課税所得145万円以上		80,100+（医療費－267,000）×1％ <多数回該当：44,400>	
	～年収約370万円 健保：標額26万円以下（※2）／国保・後期：課税所得145万円未満（※2）（※3）	70-74歳 2割	18,000（※5） 〔年14.4万円（※6）〕	57,600 <多数回該当：44,400>
	住民税非課税	75歳以上 1割（※4）	24,600	
	住民税非課税 （所得が一定以下）		15,000	

※1 義務教育就学前の者については2割。
※2 収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合も含む。
※3 旧ただし書き所得の合計額が210万円以下の場合も含む。
※4 課税所得が28万円以上かつ年金収入＋その他の合計所得金額が200万円以上（複数世帯の場合は320万円以上）の者については2割。

※5 75歳以上の2割負担対象者について、施行後3年間、1月分の負担増加額は3000円以内となる。
※6 1年間のうち一般区分又は住民税非課税区分であった月の外来の自己負担額の合計額について、14.4万円の上限を設ける。

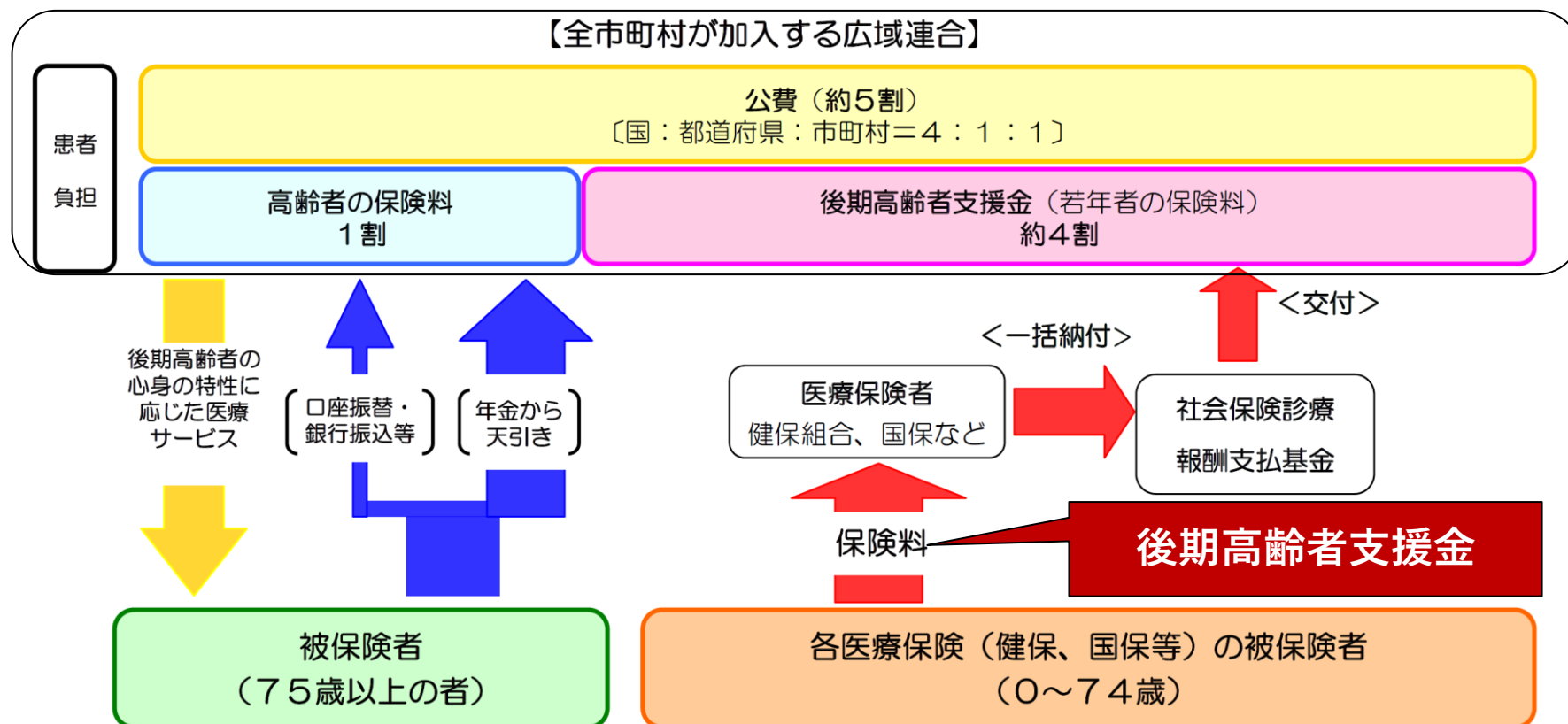
【令和7年8月～令和8年7月診療分】

70歳未満		負担割合	月単位の上限額（円）	
	年収約1,160万円～ 健保：標額83万円以上／国保：旧ただし書き所得901万円超	3割（※1）	290,400+（医療費－968,000）×1％ <多数回該当：161,100>	
	年収約770～約1,160万円 健保：標額53万～79万円／国保：旧ただし書き所得600万～901万円		188,400+（医療費－628,000）×1％ <多数回該当：104,700>	
	年収約370～約770万円 健保：標額28万～50万円／国保：旧ただし書き所得210万～600万円		88,200+（医療費－294,000）×1％ <多数回該当：48,900>	
	～年収約370万円 健保：標額26万円以下／国保：旧ただし書き所得210万円以下		60,600 <多数回該当：46,500>	
70歳以上	住民税非課税		36,300 <多数回該当：25,200>	
			外来（個人ごと）	上限額（世帯ごと）
	年収約1,160万円～ 健保：標額83万円以上／国保・後期：課税所得690万円以上	3割	290,400+（医療費－968,000）×1％ <多数回該当：161,100>	
	年収約770～約1,160万円 健保：標額53万～79万円／国保・後期：課税所得380万円以上		188,400+（医療費－628,000）×1％ <多数回該当：104,700>	
	年収約370～約770万円 健保：標額28万～50万円／国保・後期：課税所得145万円以上		88,200+（医療費－294,000）×1％ <多数回該当：48,900>	
	～年収約370万円 健保：標額26万円以下（※2）／国保・後期：課税所得145万円未満（※2）（※3）	70-74歳 2割	18,000 （年間上限 144,000）（※5）	60,600 <多数回該当：46,500>
	住民税非課税	75歳以上 1割（※4）	25,300	
	住民税非課税 （所得が一定以下）		15,400	

※1 義務教育就学前の者については2割。
※2 収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合も含む。
※3 旧ただし書き所得の合計額が210万円以下の場合も含む。
※4 課税所得が28万円以上かつ年金収入＋その他の合計所得金額が200万円以上（複数世帯の場合は320万円以上）の者については2割。
※5 1年間のうち一般区分又は住民税非課税区分であった月の外来の自己負担額の合計額について、14.4万円の上限を設ける。

後期高齢者支援金について～後期高齢者医療制度のしくみ

- ①保険料を納めるところとそれを使うところを都道府県ごとの広域連合に一元化し、財政・運営責任を明確化。公費5割、現役世代4割、高齢者1割とした。
- ②国が告示した令和7年度の「後期高齢者支援金」について、被保険者1人当たり負担見込額は、前年度より1,670円、**2.3%増の73,570円**となった。
0歳から74歳までの全国民に対して、負担が求められる。

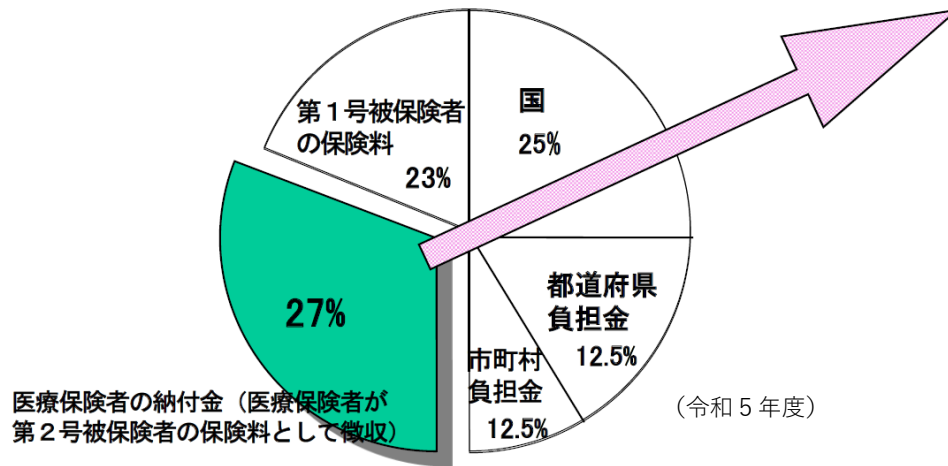


介護納付金について～介護保険料納付の仕組み

○40～64歳（第2号被保険者）の保険料は、各医療保険者が徴収し、納付金として支払基金へ納付

○納付金は、概算により納付し、2年後に精算する仕組み

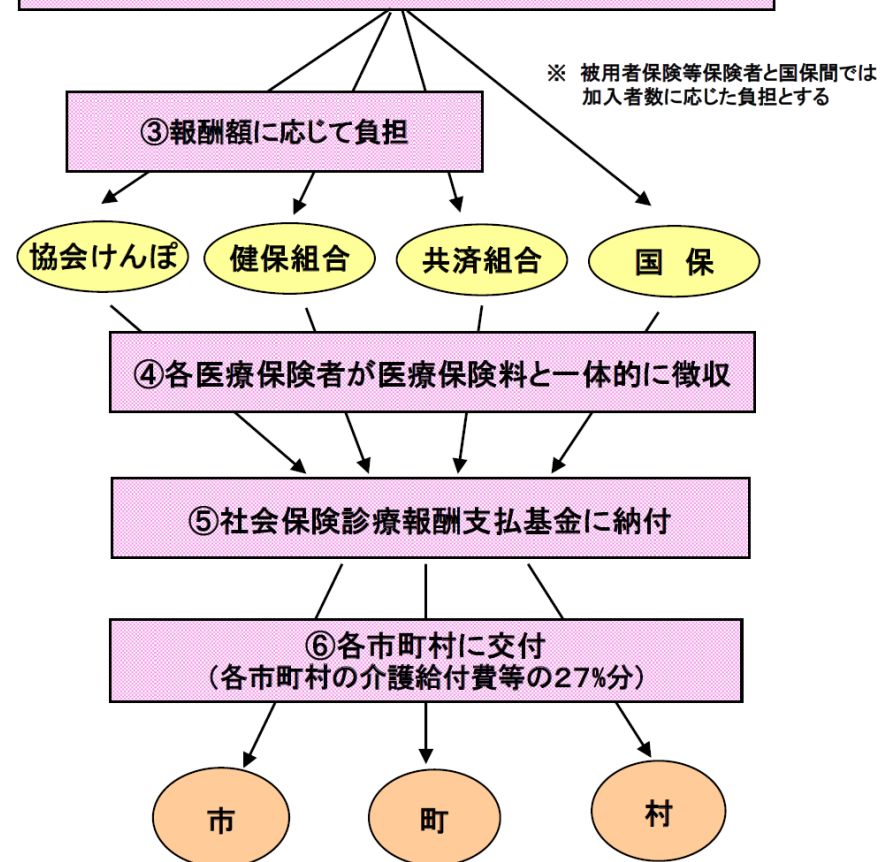
①第2号被保険者（40～64歳）は給付費の27%を負担



○国が告示した令和7年度の「介護納付金」について、被保険者1人当たり負担見込額は、前年度より16円、伸び率0.02%の87,623円となった。

40歳から64歳までの全国民に対して、負担が求められる。

②第2号被保険者一人当たりの負担額を計算



令和7年度収入別・世帯構成別保険料試算〔モデルケースによる試算〕

令和6年度第3回新宿区国民健康保険運営協議会

参考資料2－10

保険料率等	令和7年度 新宿区保険料率(案)					令和6年度 新宿区保険料率	
	基礎+支援	基礎+支援+介護	(内訳)			基礎+支援	基礎+支援+介護
			基礎	支援金	介護		
所得割率	10.40%	12.65%	7.71%	2.69%	2.25%	11.49%	13.65%
均等割額	64,100円	80,700円	47,300円	16,800円	16,600円	65,600円	82,100円
1人当たり保険料額	115,793円	150,450円	85,254円	30,539円	34,657円	116,897円	150,981円
賦課限度額	920,000円	1,090,000円	660,000円	260,000円	170,000円	890,000円	1,060,000円

※年金収入153万円及び給与収入98万円は、均等割のみ世帯の収入上限である。

①年金受給者(65歳以上)1人世帯〔世帯主(65歳)のみ〕

年 収			100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
前年度保険料〔a〕（基礎+支援）			19,680	19,680	106,483	234,503	329,295	425,811	523,476	621,141	722,253	831,408
令和7年度	保険料 （基礎+支援）	所得割分	0	0	48,880	152,880	238,680	326,040	414,440	502,839	594,359	693,159
		均等割分	19,230	19,230	51,280	64,100	64,100	64,100	64,100	64,100	64,100	64,100
	保険料〔b〕（基礎+支援）		19,230	19,230	100,160	216,980	302,780	390,140	478,540	566,939	658,459	757,259
	前年度保険料との比較 〔b〕-〔a〕		△450	△450	△6,323	△17,523	△26,515	△35,671	△44,936	△54,202	△63,794	△74,149
	対前年度比〔b〕/〔a〕		0.977	0.977	0.941	0.925	0.919	0.916	0.914	0.913	0.912	0.911
	均等割軽減率(割)			7	7	2						
軽減額			△44,870円	△44,870円	△12,820円							

②年金受給者(65歳以上)2人世帯〔世帯主(65歳)＋配偶者(65歳・収入なし)〕

年 収			100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
前年度保険料〔a〕（基礎+支援）			39,360	39,360	119,603	300,103	394,895	491,411	589,076	686,741	787,853	869,620
令和7年度	保険料 （基礎+支援）	所得割分	0	0	48,880	152,880	238,680	326,040	414,440	502,839	594,359	693,159
		均等割分	38,460	38,460	64,100	128,200	128,200	128,200	128,200	128,200	128,200	128,200
	保険料〔b〕（基礎+支援）		38,460	38,460	112,980	281,080	366,880	454,240	542,640	631,039	722,559	821,359
	前年度保険料との比較 〔b〕-〔a〕		△900	△900	△6,623	△19,023	△28,015	△37,171	△46,436	△55,702	△65,294	△48,261
	対前年度比〔b〕/〔a〕		0.977	0.977	0.945	0.937	0.929	0.924	0.921	0.919	0.917	0.945
均等割軽減率(割)			7	7	5							
軽減額			△ 89,740円	△ 89,740円	△ 64,100円							

③給与所得者(65歳未満)1人世帯〔世帯主(35歳)のみ〕

年 収			※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
前年度保険料〔a〕（基礎+支援）			19,680	35,098	167,861	248,291	333,317	425,237	517,157	613,673	717,083	826,238
令和7年度	保険料 （基礎+支援）	所得割分	0	2,080	92,560	165,360	242,320	325,520	408,720	496,080	589,680	688,480
		均等割分	19,230	32,050	64,100	64,100	64,100	64,100	64,100	64,100	64,100	64,100
	保険料〔b〕（基礎+支援）		19,230	34,130	156,660	229,460	306,420	389,620	472,820	560,180	653,780	752,580
	前年度保険料との比較 〔b〕-〔a〕		△450	△968	△11,201	△18,831	△26,897	△35,617	△44,337	△53,493	△63,303	△73,658
	対前年度比〔b〕/〔a〕		0.977	0.972	0.933	0.924	0.919	0.916	0.914	0.913	0.912	0.911
均等割軽減率(割)			7	5								
軽減額			△ 44,870円	△ 32,050円								

④給与所得者(65歳未満)2人世帯〔世帯主(35歳)＋配偶者(35歳・収入なし)〕

年 収			※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
前年度保険料〔a〕（基礎+支援）			39,360	67,898	207,221	313,891	398,917	490,837	582,757	679,273	782,683	868,360
令和7年度	保険料 （基礎+支援）	所得割分	0	2,080	92,560	165,360	242,320	325,520	408,720	496,080	589,680	688,480
		均等割分	38,460	64,100	102,560	128,200	128,200	128,200	128,200	128,200	128,200	128,200
	保険料〔b〕（基礎+支援）		38,460	66,180	195,120	293,560	370,520	453,720	536,920	624,280	717,880	816,680
	前年度保険料との比較 〔b〕-〔a〕		△900	△1,718	△12,101	△20,331	△28,397	△37,117	△45,837	△54,993	△64,803	△51,680
	対前年度比〔b〕/〔a〕		0.977	0.975	0.942	0.935	0.929	0.924	0.921	0.919	0.917	0.940
	均等割軽減率(割)			7	5	2						
軽減額			△ 89,740円	△ 64,100円	△ 25,640円							

⑤給与所得者(65歳未満)3人世帯〔世帯主(35歳)＋配偶者(35歳・収入なし)＋子(5歳・収入なし)〕

年 収			※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
前年度保険料〔a〕(基礎+支援)			49,200	84,298	233,461	313,891	431,717	523,637	615,557	712,073	815,483	875,210
令和7年度	保険料 (基礎+支援)	所得割分	0	2,080	92,560	165,360	242,320	325,520	408,720	496,080	589,680	683,280
		均等割分	48,075	80,125	128,200	128,200	160,250	160,250	160,250	160,250	160,250	160,250
	保険料〔b〕(基礎+支援)		48,075	82,205	220,760	293,560	402,570	485,770	568,970	656,330	749,930	843,530
	前年度保険料との比較 〔b〕-〔a〕		△1,125	△2,093	△12,701	△20,331	△29,147	△37,867	△46,587	△55,743	△65,553	△31,680
	対前年度比〔b〕/〔a〕		0.977	0.975	0.946	0.935	0.932	0.928	0.924	0.922	0.920	0.964
均等割軽減率(割)			7	5	2	2						
軽減額			△144,225円	△112,175円	△64,100円	△64,100円	△32,050円	△32,050円	△32,050円	△32,050円	△32,050円	△32,050円

⑥給与所得者(65歳未満)1人世帯〔世帯主(40歳)のみ〕

年 収			※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
前年度保険料〔a〕(基+支+介)			24,630	43,780	203,585	299,135	400,145	509,345	618,545	733,205	856,055	985,730
令和7年度	保険料 (基礎+支援+介護)	所得割分	0	2,530	112,585	201,135	294,745	395,945	497,145	603,405	717,255	837,430
		均等割分	24,210	40,350	80,700	80,700	80,700	80,700	80,700	80,700	80,700	80,700
	保険料〔b〕(基+支+介)		24,210	42,880	193,285	281,835	375,445	476,645	577,845	684,105	797,955	918,130
	前年度保険料との比較 〔b〕-〔a〕		△420	△900	△10,300	△17,300	△24,700	△32,700	△40,700	△49,100	△58,100	△67,600
	対前年度比〔b〕/〔a〕		0.983	0.979	0.949	0.942	0.938	0.936	0.934	0.933	0.932	0.931
均等割軽減率(割)			7	5								
軽減額			△ 56,490円	△ 40,350円								

⑦給与所得者(65歳未満)2人世帯〔世帯主(40歳)＋配偶者(40歳・収入なし)〕

年 収			※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
前年度保険料〔a〕(基+支+介)			49,260	84,830	252,845	381,235	482,245	591,445	700,645	815,305	938,155	1,038,360
令和7年度	保険料 (基礎+支援+介護)	所得割分	0	2,530	112,585	201,135	294,745	395,945	497,145	603,405	717,255	825,280
		均等割分	48,420	80,700	129,120	161,400	161,400	161,400	161,400	161,400	161,400	161,400
	保険料〔b〕(基+支+介)		48,420	83,230	241,705	362,535	456,145	557,345	658,545	764,805	878,655	986,680
	前年度保険料との比較 〔b〕-〔a〕		△ 840	△ 1,600	△ 11,140	△ 18,700	△ 26,100	△ 34,100	△ 42,100	△ 50,500	△ 59,500	△ 51,680
	対前年度比〔b〕/〔a〕		0.983	0.981	0.956	0.951	0.946	0.942	0.940	0.938	0.937	0.950
	均等割軽減率(割)			7	5	2						
軽減額			△ 112,980円	△ 80,700円	△ 32,280円							

⑧給与所得者(65歳未満)3人世帯〔世帯主(40歳)＋配偶者(40歳・収入なし)＋子(5歳・収入なし)〕

年 収			※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
前年度保険料〔a〕(基+支+介)			59,100	101,230	279,085	374,635	515,045	624,245	733,445	848,105	970,955	1,045,210
令和7年度	保険料 (基礎+支援+介護)	所得割分	0	2,530	112,585	201,135	294,745	395,945	497,145	603,405	717,255	820,080
		均等割分	58,035	96,725	154,760	154,760	193,450	193,450	193,450	193,450	193,450	193,450
	保険料〔b〕(基+支+介)		58,035	99,255	267,345	355,895	488,195	589,395	690,595	796,855	910,705	1,013,530
	前年度保険料との比較 〔b〕-〔a〕		△1,065	△1,975	△11,740	△18,740	△26,850	△34,850	△42,850	△51,250	△60,250	△31,680
	対前年度比〔b〕/〔a〕		0.982	0.980	0.958	0.950	0.948	0.944	0.942	0.940	0.938	0.970
	均等割軽減率(割)			7	5	2	2					
軽減額			△ 167,465円	△ 128,775円	△ 70,740円	△ 70,740円	△ 32,050円	△ 32,050円	△ 32,050円	△ 32,050円	△ 32,050円	△ 32,050円

令和 7 年度国確定係数に基づく東京都標準保険料率

	① 都道府県標準保険料率		② 区市町村標準保険料率(2方式)										③ 区市町村ごとの算定基準にもとづく標準的な保険料率									
	所得割(%)	均等割(円)	医療分		後期支援金分		介護納付金分		医療分		後期支援金分		介護納付金分		医療分		後期支援金分		介護納付金分			
			所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	資産割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	資産割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	資産割(%)	均等割(円)	平等割(円)		
医療分	7.98	48,804	1 千代田区	8.36	51,120	2.89	17,417	2.39	17,408	8.53	0	52,481	0	2.97	0	16,959	0	1.96	0	19,812	0	
後期支援金分	2.93	17,638	2 中央区	7.88	48,211	2.94	17,727	2.41	17,541	7.90	0	48,171	0	2.93	0	17,903	0	2.37	0	17,994	0	
			3 港区	8.36	51,133	3.07	18,518	2.51	18,297	4.55	0	51,856	0	1.80	0	19,000	0	2.51	0	18,254	0	
介護納付金分	2.38	17,310	4 新宿区	8.82	53,947	3.18	19,185	2.52	18,336	10.03	0	51,471	0	3.46	0	18,461	0	2.47	0	18,582	0	
			5 文京区	7.89	48,261	2.86	17,217	2.35	17,104	8.42	0	49,486	0	2.90	0	17,833	0	2.22	0	18,121	0	
			6 台東区	8.51	52,052	3.01	18,152	2.45	17,842	8.56	0	55,212	0	2.91	0	19,417	0	2.31	0	19,344	0	
			7 墨田区	8.26	50,559	2.89	17,390	2.36	17,166	8.28	0	50,856	0	2.80	0	17,637	0	2.31	0	17,275	0	
			8 江東区	8.53	52,161	2.92	17,591	2.40	17,455	9.23	0	46,760	0	2.85	0	17,542	0	2.35	0	17,465	0	
			9 品川区	8.26	50,531	2.87	17,303	2.38	17,288	8.25	0	51,636	0	2.75	0	17,851	0	2.39	0	17,353	0	
			10 目黒区	7.80	47,729	2.82	16,977	2.30	16,751	8.01	0	47,411	0	2.76	0	17,037	0	2.22	0	17,236	0	
			11 大田区	8.51	52,040	2.90	17,469	2.39	17,413	8.38	0	52,344	0	2.76	0	17,726	0	2.36	0	17,397	0	
			12 世田谷区	7.98	48,812	2.98	17,968	2.36	17,204	8.25	0	47,535	0	2.90	0	18,158	0	2.39	0	16,758	0	
			13 渋谷区	8.05	49,271	2.96	17,823	2.41	17,540	8.37	0	51,020	0	2.91	0	18,650	0	2.38	0	18,338	0	
			14 中野区	8.21	50,253	3.02	18,205	2.46	17,929	9.16	0	47,237	0	3.30	0	17,256	0	2.29	0	19,526	0	
			15 杉並区	7.83	47,915	2.96	17,869	2.37	17,276	8.39	0	45,638	0	3.00	0	17,619	0	2.33	0	17,380	0	
			16 豊島区	7.58	46,344	2.90	17,482	2.33	16,926	8.20	0	45,998	0	3.02	0	17,502	0	2.33	0	16,845	0	
			17 北川区	8.39	51,343	2.94	17,721	2.41	17,563	8.78	0	50,571	0	2.92	0	17,980	0	2.37	0	17,519	0	
			18 荒川区	8.06	49,301	2.86	17,260	2.34	17,029	8.47	0	49,516	0	2.97	0	17,089	0	2.28	0	16,731	0	
			19 板橋区	8.40	51,385	2.94	17,729	2.39	17,431	8.80	0	49,721	0	2.99	0	17,294	0	2.33	0	17,471	0	
			20 練馬区	7.57	46,289	2.83	17,055	2.31	16,833	7.70	0	45,328	0	2.83	0	16,451	0	2.32	0	16,386	0	
			21 足立区	8.73	53,414	3.04	18,310	2.50	18,167	8.70	0	52,132	0	2.88	0	18,405	0	2.44	0	17,987	0	
			22 葛飾区	8.37	51,203	2.96	17,829	2.33	16,970	7.85	0	53,576	0	2.69	0	18,804	0	2.12	0	17,971	0	
			23 江戸川区	8.37	51,189	2.95	17,805	2.43	17,659	8.42	0	51,188	0	2.89	0	17,951	0	2.44	0	17,653	0	
			24 八王子市	7.13	43,611	2.77	16,690	2.25	16,377	7.57	0	38,637	0	2.94	0	14,689	0	2.51	0	14,032	0	
			25 立川市	7.94	48,563	2.89	17,396	2.37	17,256	8.16	0	43,041	0	2.87	0	16,282	0	2.11	0	18,320	0	
			26 武蔵野市	7.68	46,966	2.92	17,583	2.37	17,273	7.45	0	42,573	0	2.78	0	16,709	0	2.09	0	17,728	0	
			27 三鷹市	7.23	44,251	2.84	17,106	2.32	16,906	7.10	0	38,171	0	2.74	0	15,511	0	2.01	0	17,254	0	
			28 青梅市	7.45	45,585	2.97	17,926	2.48	18,040	7.59	0	42,259	0	2.87	0	17,532	0	2.52	0	17,210	0	
			29 府中市	7.89	48,292	2.95	17,767	2.39	17,388	8.08	0	39,874	0	3.02	0	14,417	0	2.46	0	14,961	0	
			30 昭島市	7.64	46,721	2.84	17,131	2.35	17,084	8.22	0	39,104	0	3.04	0	14,791	0	2.26	0	17,623	0	
			31 調布市	7.67	46,906	2.91	17,551	2.38	17,325	6.99	0	45,407	0	2.67	0	17,151	0	2.23	0	16,684	0	
			32 町田市	7.70	47,102	2.84	17,143	2.31	16,842	7.99	0	40,448	0	2.90	0	14,737	0	2.42	0	14,863	0	
			33 小金井市	7.11	43,522	2.86	17,225	2.32	16,853	7.59	0	34,638	0	2.62	0	17,612	0	2.24	0	17,105	0	
			34 小平市	7.31	44,711	2.84	17,147	2.31	16,803	7.75	0	37,119	0	2.78	0	16,669	0	2.11	0	17,934	0	
			35 日野市	7.56	46,258	2.87	17,318	2.32	16,858	7.86	0	38,133	0	2.90	0	14,730	0	2.55	0	13,814	0	
			36 東村山市	7.53	46,071	2.91	17,521	2.37	17,235	7.18	0	46,012	0	2.75	0	17,362	0	2.28	0	17,459	0	
			37 国分寺市	7.32	44,772	2.86	17,230	2.33	16,941	8.62	0	27,330	0	3.10	0	12,772	0	2.59	0	11,541	0	
			38 国立市	6.72	41,115	2.83	17,047	2.30	16,717	8.30	0	22,252	0	3.06	0	12,691	0	2.67	0	11,094	0	
			39 福生市	7.58	46,360	2.85	17,152	2.36	17,150	8.05	0	44,331	0	2.87	0	17,180	0	2.30	0	17,567	0	
			40 狛江市	6.89	42,171	2.83	17,086	2.30	16,716	7.56	0	30,379	0	2.93	0	13,750	0	2.34	0	14,599	0	
			41 東大和市	6.68	40,842	2.82	16,977	2.29	16,653	6.83	0	36,983	0	2.86	0	15,206	0	2.53	0	14,981	0	
			42 清瀬市	7.82	47,607	2.87	17,313	2.31	16,840	9.01	0	33,611	0	3.20	0	12,700	0	2.65	0	12,632	0	
			43 東久留米市	7.60	46,492	2.85	17,148	2.33	16,941	7.21	0	45,714	0	2.68	0	16,845	0	2.28	0	16,771	0	
			44 武蔵村山市	7.81	47,789	2.91	17,546	2.37	17,262	8.53	0	41,275	0	2.70	0	17,887	0	2.38	0	16,634	0	
			45 多摩市	7.55	46,172	2.90	17,472	2.37	17,255	8.00	0	36,462	0	2.76	0	16,054	0	2.45	0	14,278	0	
			46 稲城市	7.26	44,394	2.92	17,574	2.33	16,954	7.88	0	32,095	0	2.92	0	13,326	0	3.16	0	7,946	0	
			47 羽村市	7.01	42,900	2.84	17,093	2.29	16,669	7.88	0	34,957	0	3.01	0	15,116	0	2.39	0	15,067	0	
			48 あきる野市	6.92	42,327	2.86	17,252	2.34	17,026	7.37	0	35,235	0	2.95	0	14,973	0	2.52	0	14,860	0	
			49 西東京市	7.61	46,534	2.96	17,852	2.38	17,287	8.30	0	38,311	0	3.62	0	11,163	0	2.53	0	15,765	0	
			50 瑞穂町	7.38	45,126	2.99	18,028	2.40	17,439	8.71	0	34,443	0	3.01	0	16,509	0	2.25	0	18,202	0	
			51 日の出町	6.92	42,334	2.83	17,084	2.30	16,734	7.15	0	38,936	0	2.92	0	15,639	0	2.36	0	15,408	0	
			52 檜原村	4.76	29,122	2.83	17,031	2.30	16,719	4.92	0	25,799	0	2.74	0	15,961	0	2.22	0	15,341	0	
			53 奥多摩町	7.46	45,658	2.82	17,013	2.28	16,565	7.54	0	42,425	0	2.69	0	16,704	0	2.38	0	16,196	0	
			54 大島町	7.58	46,393	2.84	17,099	2.32	16,879	9.08	0	21,857	21.636	3.44	0	9,210	5.570	2.74	0	9,303	5.336	
			55 利島村	▲4.19	▲25,619	2.83	17,064	2.28	16,592	▲4.37	0	▲25,281	0	2.93	0	16,818	0	2.10	0	18,478	0	
			56 新島村	7.44	45,528	2.94	17,719	2.44	17,786	7.52	0	40,496	0	2.83	0	16,608	0	2.15	0	17,926	0	
			57 神津島村	6.13	37,496	2.76	16,610	2.34	16,998	5.70	0	32,688	0	2.82	0							

①は全国統一の基準(2方式)により算定。応能・応益割合は、都の所得水準に応じた割合(57・43)で算定。
②

令和5・6年度政令指定都市との保険料率比較

	令和6年度		令和5年度	
	所得割率	均等割額(平等割を含む1人世帯の場合)	所得割率	均等割額(平等割を含む1人世帯の場合)
特別区	11.49%(8/21番目)	65,600円(11/21番目)	9.59%(16/21番目)	60,100円(14/21番目)
札幌市	12.59%	69,480円	12.49%	65,010円
仙台市	11.97%	72,510円	11.21%	68,250円
さいたま市	9.61%	47,200円	9.61%	43,600円
千葉市	9.85%	63,960円	9.54%	64,080円
横浜市	11.48%	52,510円	10.30%	48,220円
川崎市	10.84%	57,987円	9.70%	52,018円
相模原市	9.10%	62,000円	8.35%	58,500円
新潟市	10.70%	56,100円	10.70%	56,100円
静岡市	8.65%	64,200円	8.38%	63,200円
浜松市	9.55%	66,000円	9.55%	66,000円
名古屋市	11.89%	65,123円	11.19%	60,508円
京都市	10.47%	57,530円	10.47%	57,530円
大阪市	12.68%	92,101円	11.87%	82,272円
堺市	12.68%	92,101円	11.54%	81,404円
神戸市	11.60%	78,280円	10.91%	76,150円
岡山市	11.10%	66,480円	10.45%	64,320円
広島市	10.65%	76,420円	9.45%	70,408円
北九州市	11.71%	71,380円	11.21%	68,170円
福岡市	9.66%	59,012円	10.03%	59,193円
熊本市	10.96%	79,800円	10.61%	77,300円

※1人当たり保険料については、公表されておらず、また、各市の所得が分からないため、算定はできない。